

## 運 営 会 議 規 程

### (目 的)

第1条 この規程は本学校運営の円滑化及び適正化を図るために運営会議に必要な事項について定める。

### (構 成 員)

第2条 運営会議は学校長、副学校長、事務長、教育主事、実習調整者、教員、事務主任及び、病院の副院長、事務部長、看護部長をもって組織する。また、独立行政法人国立病院機構他施設の者を会議構成員として加えることができる。

二 多様な意見を反映させるため外部委員2名を学校長が任命し、必要と認めるときは構成員に加えることができる。

### (議 長)

第3条 運営会議は学校長が召集し、その議長となる。

### (審議事項)

第4条 運営会議は次の事項について審議するものとする。

- 一 学校の規程の制定改廃
- 二 学校予算の執行計画
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 各年度の教育計画に関する事項
- 五 学校の講師、実習施設選定に関する事項
- 六 学生募集および入学に関する事項
- 七 学生の単位、卒業認定に関する事項
- 八 学生の休学、復学、退学に関する事項
- 九 転入学者の既習単位等の認定に関する事項
- 十 学生の就職に関する事項
- 十一 学校運営の評価に関する事項
- 十二 学校の施設整備に関する事項
- 十三 その他学校の運営に関し重要と認める事項

### (会議の運営)

第5条 会議の運営その他について次のとおりとする。

- 一 学校長は少なくとも年に2回以上会議を召集しなければならない。
- 二 会議には議事録を作成しなければならない。原則として事務主任が作成する。
- 三 学校長が特に必要と認めるときは、会議構成員以外の者の出席を要請し、意見及び説明をきくことができる。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営その他に関し、必要な事項は会議によって決定するものとする。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。